

Title	幼保一元化問題を子どもの「領分」保障から考える(〈児童〉における「総合人間学」の試み：第一回
Author(s)	田澤, 薫
Citation	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.20-2 : 12-13
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2430
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

＜児童＞における「総合人間学」の試み 第一回研究会 幼保一元化問題を子どもの「領分」保障から考える

田澤 薫

人間基礎研究を起点に心理学的側面、文化論的側面、保育学的側面、福祉学的側面、そしてキリスト教教育の5つの視点から＜児童＞を捉え、それらの関係交錯を経て＜児童＞における「総合人間学」を探究しようとする表記の研究会が、第3期目をスタートさせた。

この研究会は、第1期より一貫して、人間社会の入口に位置する＜児童＞を媒介とすることによって、人間および人間社会のあり方を探求する総合的な学問研究に取り組んできた。その背後には、＜児童＞に学問的なまなごしを注ぐことでこそ、現代社会の歪を可視化しながら、ヒトが社会の構成員として育ち、互いに生き合う人間社会を営んでいく上で養成されるべき＜力＞を探求することができる、という共通理解がある。研究会の基盤が保育者・幼児教育者・初等教育者養成課程をもつ聖学院大学児童学科にあることから、人間研究を基盤として、すぐれた保育者・教育者養成の方法を探り、子育て支援も含めた地域貢献をはかることもまた、研究会の目的のひとつに数えられる。

さて、第3期には、あらためて、＜児童＞における「総合人間学」への取り組みの足がかりとして、子どもをめぐる普遍的価値の分析からはじめたい。様々な場面に姿をあらわす子ども、その「子ども」から私たちは何を読み取り、何を意味づけようとしているのだろうか。言い換えれば、「子ども」を媒介に受け渡されている思想や心性を言語化する試みが今期の作業領域である。今期初年度にあたる2010年度は、共通テーマとして「子どもの『領分』研究」を掲げた。その初回研究会が、4月1日(水)15:30～17:30、聖学院大学4号館第二会議室において開催された。

研究会では、田澤薫研究員（聖学院大学児童学科准教授）により「幼保一元化問題を子どもの「領

分」保障から考える」と題する報告がなされ、その後、参会者により活発な議論が交わされた。報告の概要は以下の通りである。

今日、変容する子育て環境のなかで、幼保一元化の動きはとまらない。幼稚園と保育所の機能を相乗りさせた「認定子ども園」制度の新設に加え、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を進める等の制度のすり合わせも活発化し、いわゆる「幼保一元化」をめぐる長年の議論の決着はつかぬままに外堀が埋められている感がある。しかしながら、こうした社会の動きのなかで、当事者である「子ども」の側からの議論は展開されていない。もとより子どもは、社会制度改変にあつて声を上げる立場にない。制度の出発点に立ち返って事の本質を見定めたのちに、子どもの視座からの検討は不可欠であろう。

実は、1872年の学制で「幼稚小学」が規程されたことで日本の幼児施設の端緒が開かれてより今日に至る幼稚園と保育所（第二次大戦以前は多くは託児所と呼ばれた）の制度的変遷をたどると、1926年の幼稚園令でも、昭和前期の社会事業の構造改革案でも、第二次大戦後の教育刷新の動きと次いで起こった児童保護から児童福祉への潮流でも、「幼保一元化」の試みを整理することができる。つまり、幼稚園と保育所（託児所）が成立した近代以降、制度の一元化への動きは繰り返し観察される。そればかりか、1963年まで、公の場面で幼保二元論が高らかに主張されたことはない。社会は幼保の一元化を求め、そのための努力を重ねた歴史をもつ、という見方が客観的であるだろう。

そうした幼保一元化への指向性が結実したかに見えるのは、敗戦後の経済状況が好転した後の幼稚園課程一年の義務化を前提とした、学校教育法における幼稚園制度確立であった。その前提を踏

まえたうえで、児童福祉法における保育所は、幼稚園を補うものあるいは幼稚園と対象児童の年齢的な分担を行うものと説明された。問題は、経済状況が好転したのちにも幼稚園課程義務化のための国家予算が組まれることがなかったことにある。1947年の時点では、「幼」「保」の共通点や類似点が確認され、全幼児に対する社会的な集団の関わりが要望されたにも拘らず、20年近く経過した1963年、文部省厚生省の関係局は合同で局長通知「幼稚園と保育所との関係について」を發出し、「両者は明らかに機能を異にするものである。」と宣言することで「幼」と「保」の間に一線を引いた。

制度的一元化の努力が実を結ばなかった歴史的事実の背後に、保育内容の面からの一元化への躊躇はなかったのか。一元化が果されなかった現実に必然性があると仮定し、保育の内容に照らして検討した結果、以下のような課題に気付かされた。

幼稚園の場合、幼児の発達特性を考慮した特有の方法論をとることをもって「子ども主体」とよぶものの、保育内容が就学の準備性から切り離されることはない。幼児期そのものを生きる本質的な幼児主体論と相容れない距離感が拭えないことは否定できまい。片や保育所は、託児所の時代から、家庭での子育てを労力と認識する厚生政策的な保育観から脱しきれず、保育の内容を優先しにくかった体質を持つ。母親の就労を保障するの乳幼児保育と、働く母をもつ乳幼児の生活を保障する保育とが意味する差異への着眼が、保育所にこそ求められる。

一元化の障壁といえる課題性を確認する作業の中で、一元化を希求する原点となりうる実践理念も浮上した。成立当初の学校教育法第77条は「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」と、幼稚園における幼児への関わりを、その心身の発達を「助長する」こととしている。天与の賜物が自ずと伸びゆくのを「助長する」ことに保育の役

割をみる視点は、明治期の東京女子高等師範学校附属幼稚園の保育理念に源流をみる。続く第78条は、5項目の保育内容を挙げ、その一節に「喜んでこれに参加する態度」という表現があるように、全ての項目が幼児を主体に編まれ法律の文言としては異質な詠えである。こうした視点は、幼稚園が時代を超えて本質的に備えている捉え方といえる。子どもが主体的でいられる時間と空間を、大人の配慮やまなざしのもとで用意する「子どもの「領分」」の可能性が、ここにみられる。一方、児童福祉法案審議に際して児童局が準備した「予想質問答弁資料 第一輯」には、保育所が「児童の環境を良くするために入所させるところ」、「子の生活と発育を保障する」場所として描かれている。ここには、乳幼児としての今を生きる一人の生活者に対する畏敬の念を含んだ子ども観が読み取れる。同時に、子どもの成長に対する公的な養育責任が明らかにされている。子どもを社会的存在と捉え、その子どもの生活を尊重する考え方は、子どもの「領分」を築こうとする大人の努力を生み出すだろう。

私たちの社会がとる方向に「幼保一元化」があり続けている事実を踏まえ、今後も同じ方向性をとる必然性をそこに読み取るとしたら、私たちは「幼保一元化」が求めても成らなかった歴史から内容的な修正案を学び取らねばなるまい。乳幼児に望ましい特質をもって一つの方向性をとることが実現するための見極めと工夫が、今後の幼稚園と保育所には求められている。「子どもにとって」望ましいかどうかの判断基準として、「子どもの「領分」」は一つの指標になり得る。子どもが主体的でいられる時間と空間である「領分」が、大人の配慮のもとで括弧付きの状態でこそ実現されることは、乳幼児の保育を考える上での鍵となるだろう。

(たざわ・かおる 聖学院大学人間福祉学部児童学科准教授)